

荒川区立大門小学校 PTA 個人情報取扱規則

第1条（目的）本規則は、荒川区立大門小学校 PTA（以下「本会」という。）規約第17条に基づき、個人情報の取得や利用、管理について必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

第2条（遵守義務）本会は個人情報の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および本規則に基づき、個人情報の取得、利用、管理を適正に行うものとする。

第3条（定義）本規則における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

第4条（個人情報保護管理者）本会における個人情報の管理責任者（以下「管理者」という。）は会長とする。

第5条（個人情報取扱者）本会における個人情報の取扱者は、会長、副会長、会計、および活動内容に応じ管理者より指名された役員及び係員とする。

第6条（守秘義務）管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条（取得の制限と明示）個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を特定し、本人に明示するものとする。本会は、円滑な活動を行うため、以下の情報を会員より取得する。

1. 会員の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）
2. 会員の子の氏名、学級
3. 活動記録として必要な会員およびその子の写真、動画等

第8条（利用目的）取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用する。

1. PTA 活動に伴う連絡網および名簿の作成
2. 行事等の案内および運営
3. 役員および係員の選出

4. 会費の徴収および管理に関する業務
5. 広報紙、ホームページ、SNS 等による活動報告
6. その他、本会規約に定める目的を達成するために必要な業務

第 9 条（利用の制限） 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条で特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

第 10 条（適正管理および廃棄） 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者の指示のもと、シュレッダーによる裁断やデータの完全消去など、復元不可能な方法により速やかに廃棄しなければならない。

第 11 条（安全管理措置） 個人情報を取り扱う電子機器・媒体については、ウイルス対策ソフトの導入やパスワード設定等、漏えい、滅失または毀損の防止のために必要な安全対策を講じるものとする。

第 12 条（第三者提供の制限） 本会は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならない。

第 13 条（学校との共同利用） 本会は、学校教育および PTA 活動の円滑な遂行のため、荒川区立大門小学校と以下の通り個人情報を共同利用することができる。

1. 共同して利用される項目：第 7 条に定める項目
2. 共同して利用する者の範囲：荒川区立大門小学校および本会
3. 利用する者の利用目的：第 8 条に定める目的、および学校運営上の連絡
4. 共同利用の管理責任者：本会会長

第 14 条（第三者提供の記録） 個人情報を第三者（第 13 条の共同利用先および行政機関を除く）に提供したときは、法令に従い、提供先、提供日、情報の項目等の必要事項を記録し、一定期間保存するものとする。

第 15 条（第三者からの取得の記録） 第三者（第 13 条の共同利用先および行政機関を除く）から個人情報の提供を受けるときは、法令に従い、提供者の氏名、取得の経緯等の必要事項を記録し、一定期間保存するものとする。

第 16 条（開示、訂正、利用停止等） 本会は、本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除、または利用停止を求められたときは、本人確認を行った上で、法令に沿って速やかに対応するものとする。原則として書面にて行うものとするが、緊急を要する場合は口頭での受付を認め、後日遅滞なく書面にて記録を保管する。

第 17 条（漏えい発生時の対応） 個人情報の漏えい、紛失等の事案が発生した、あるいはその恐れがあることを把握した者は、直ちに管理者へ報告しなければならない。管理者は速やかに事実関係を調査し、被害の拡大防止、本人への通知、および必要に応じて関係機関への報告等の措置を講じるものとする。

第 18 条（苦情の処理） 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則 この規則は、平成 29 年 5 月 23 日より実施する。

附 則 この規則は、令和 4 年 6 月に改正し、令和 4 年 6 月より施行する。

附 則 この規則は、令和 5 年 6 月に改正し、令和 5 年 6 月より施行する。

附 則 この規則は、令和 8 年 5 月に改正し、令和 8 年 6 月より施行する。